

**再利用対象物保管場所設置届
（兼廃棄物保管場所等設置届）
作成の手引き**

立川市環境資源循環部ごみ対策課

目 次

●再利用率対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届作成の手引き	1
●別表 1 施設用途別廃棄物排出基準・別表 2 部屋面積別人員数	4
●別表 3 大規模建築物の用途別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法	5
●大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	6
●事業用大規模建築物の再利用率対象物保管場所設置基準	9
●事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する事務取扱要領	1 1
●記入例	1 3

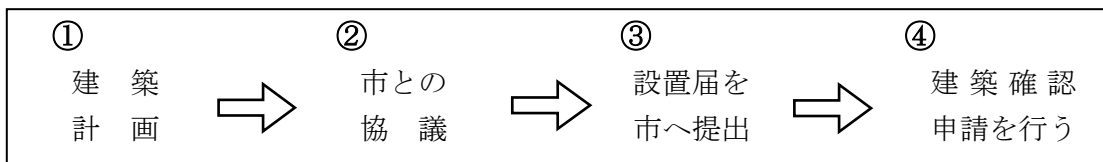
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届作成の手引き

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」（以下「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、以下により行なってください。

1 設置届の提出の時期

設置届は、建築物の計画段階で、即ち建築確認の申請を行う前に市と協議の上、提出してください。ただし、廃棄物処理業者と契約する場合（事業系）で、袋以外の反転コンテナボックス、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナなどの設備を設置するときは、設置届を市に提出する前に、市又は収集運搬業務を依頼する廃棄物処理業者と十分に協議してください。

次の設置届提出までの流れを参考にしてください。



2 届出の対象となる建築物

(1) 再利用対象物の保管場所について（設置届「2 再利用対象物保管場所」欄への記入）

事業用途に供する部分の延床面積の合計が **3,000 平方メートル以上**の建築物。

※集合住宅など事業用の建築物でない場合は対象外

(2) 廃棄物の保管場所及び保管設備について（設置届そのものの提出）

ア 高さが 10 メートル（第 1 種低層住居専用地域においては、軒の高さが 7 メートルを超え、又は地上階数が 3 以上のもの）を超え、かつ、建築敷地面積が 500 平方メートル以上の建築物

イ 延床面積が **1,500 平方メートル以上**の建築物

ウ **15 戸以上**の集合住宅

※ア～ウの 1 つでも該当すれば対象

3 設置届提出の際の必要書類

次の書類を**正・副 2 部**提出してください。

(1) 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

(2) 共通図面等

ア 建築物の用途別床面積内訳書

イ 建築物の設計概要

ウ 建築物の案内図（地図の写し可）・配置図

エ 建築物の各階平面図

(3) 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所に関する図面等

ア 保管場所等の配置図(位置図)及び敷地内運搬車通過道路図

(保管場所等の配置を各階平面図で読み取れる場合は省略可)

- イ 保管場所等の平面図・立面図・断面図 (縮尺 50分の1)
- ウ 保管場所等の仕様及び面積算定図
- エ その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面等

4 設置届の提出先 (郵送提出可)

※本庁舎とは異なりますのでご注意ください。

【宛先】

立川市 環境資源循環部 ごみ対策課 事業系ごみ減量係

【所在地】

〒190-0034 東京都立川市西砂町4-77-1
立川市総合リサイクルセンター
TEL 042-523-2111 内線6757
FAX 042-531-5800
E-mail: gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp

5 廃棄物保管場所設置届作成の手順

(1) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率等を考慮して決めてください。詳細は「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」の「3 廃棄物保管場所の位置・設置基準等」(P.6)を参照してください。

(2) 廃棄物の排出量を算定する。

算定基準は「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」の「5 廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量の算定基準」(P.7)を参照してください。

(3) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

家庭系：家庭系は市が収集(行政回収)を行います。収集間隔は原則として燃やせるごみ週2回・燃やせないごみ隔週1回、容器包装プラスチック週1回です。詳細は「資源とごみの収集カレンダー」を参照してください。

事業系：自己処理が原則です。廃棄物処理業者に収集を依頼する場合は、契約により収集方法及び収集間隔を決めてください。

(4) 廃棄物の保管方法及び保管設備等を決めてください。

廃棄物の保管方法及び保管設備は、別表3の「大規模建築物の用途別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」(P.5)の中から決めてください。廃棄物保管設備に関する基準は、「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」の「4 廃棄物保管設備に関する基準」(P.7)を参照してください。

廃棄物処理業者と契約する場合(事業系)で、反転コンテナボックス、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナなどの設備を設置するときは、収集運搬業務を依頼する廃棄物処理業者と十分に協議してください。

6 再利用対象物保管場所設置届作成の手順

※事業系大規模建築物（3,000平方メートル以上）対象

(1) 保管場所の配置・構造等を決めてください。

保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。詳細は、「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」の「4 保管場所の設置、構造・付帯設備及び維持管理等」の(1)、(2) (P.9)を参照してください。なお、構造、付帯設備等は「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」の「3 廃棄物保管場所の位置・設置基準等」の(4)、(5) (P.7)も準用してください。

(2) 保管場所の面積を決めてください。

収集間隔などを考慮して、再利用対象物の保管日数等に応じて、再利用対象物が十分収納できる面積を確保してください。

(3) その他

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）の方は、建築物が竣工したら、保管場所の維持管理に努めてください。詳細は「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」の「4 保管場所の配置、構造・付帯設備及び維持管理等」の(3) (P.10)を参照してください。また、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「廃棄物減量及び再利用計画書」を提出してください。

別表1 施設用途別廃棄物排出基準

施設用途□1日 当たりの排出基準	1日当たりの排出基準
住 宅□1 kg / 人	1 kg/人
事 務 所 ビ ル□0. 0 4 kg / m ²	0. 0 4 kg/m ²
文 化 ・ 娯 楽 施 設□0. 0 3 kg / m ²	0. 0 3 kg/m ²
店 舗 (飲 食 店) □0. 2 0 kg / m ²	0. 2 0 kg/m ²
店 舗 (物 品 販 売) デパート、スーパー□0. 0 8 kg / m ²	0. 0 8 kg/m ²
ホ テ ル□0. 0 6 kg / m ²	0. 0 6 kg/m ²
学 校□0. 0 3 kg / m ²	0. 0 3 kg/m ²
病 院 、 診 療 所□0. 0 8 kg / m ²	0. 0 8 kg/m ²
駐 車 場□0. 0 0 5 kg / m ²	0. 0 0 5 kg/m ²
鉄 道 駅 舎□0. 0 0 5 kg/乗降客	0. 0 0 5 kg/乗降客

別表2 部屋面積別人員数

部 屋 面 積□	人 員 数□□20
----------	-----------

	m ² 未滿 未滿 滿
2 0 m ² 未滿	1. 0 人
3 0 m ² 未滿	1. 5 人
4 0 m ² 未滿	2. 0 人
5 0 m ² 未滿	2. 5 人
6 0 m ² 未滿	3. 0 人
6 0 m ² 以上	4. 0 人

別表3 大規模建築物の用途別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	廃棄物	廃棄物保管設備の種類		処 理 方 法	備 考
		袋	保管設備		
家庭系	燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定 収集袋	容器等	市	
	その他のごみ 資源など	透明又は 半透明の 袋	容器等	市	袋で出す以外の 方法を指定して いる場合にはそ の方法によるこ と
事業系	一般廃棄物	※	※	自己処理 又は 一般廃棄物 処理業者	
	産業廃棄物	※	※	自己処理 又は 産業廃棄物 処理業者	

※：収集運搬担当業者と協議すること

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

1 目的

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（以下「規則」という。）第37条第3項の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

3 廃棄物保管場所の位置・設置基準等

(1) 保管場所の位置

廃棄物保管場所の位置を決めるにあたっては、ごみ収集車が安全かつ用意に作業できることを考慮し、次の点に注意すること。

ア 保管場所は、道路に接するところで、収集車が容易に横付けできる場所に設置すること。

建築事業で、やむを得ない事情により、保管場所を道路に接しないところに設置する場合は、収集車の転回等に支障ない場所にすること。

イ 保管場所は、前面に防護さく、電柱等の障害物がないところに設置すること。
やむを得ない事情により、障害物のある場所に設置するときは、事業主の負担で、施設の管理者と協議をして、障害物の撤去等の措置をすること。

ウ 保管場所は、公園等公共施設に囲まれたところには、設置しないこと。

エ 保管場所に接する道路が行止まりになる場合は、収集車の転回の場所を確保すること。

(2) 設置の基準

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

エ 家庭系廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

カ 収集車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

(3) 面積算出基準

収集車が容易に作業できる場所に、次に掲げる基準により算出した有効面積以上を有する保管場所を設置すること。この場合において、保管場所の最低有効面積は、**2.0平方メートル以上**とする。

- ア 集合住宅（ワンルーム形式を除く）…… 1戸当たり**0.2平方メートル**以上
- イ ワンルーム形式共同住宅…………… 1戸当たり**0.1平方メートル**以上
- ウ 事務所等……………別途協議

(4) 構造の基準

構造の基準については、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成5年10月1日要綱第5号）に定める、ごみ等集積所技術基準「3 ごみ等集積所の構造等」に準じるものとする。ただし、事務所等については、びん・缶は廃棄物処理業者による収集となるため、実態に応じて容器等を設置すること。

(5) 付帯設備・その他の基準

- ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- イ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、屋根等を設けるよう努めること。
- ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
（主に事業系ごみの場合）
- オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- カ 保管場所の清掃・美化に十分配慮し、換気、採光ができる構造とすること。

4 廃棄物保管設備に関する基準

(1) 袋について

清掃作業員の作業の安全を確保するため、原則として中の見える透明又は半透明の袋を使用すること。なお、集合住宅の場合は戸建て住宅と同様に、収集品目に応じて市の指定収集袋を使用すること。

(2) 保管設備について

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものを用意すること。また、市の収集運搬業の提供を受けない場合（事業系）は、収集運搬業務を依頼する廃棄物処理業者と十分に協議して用意すること。

5 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量の算定基準

- (1) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量は、原則として、別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、市の了承を得た上で、

そのデータを用いて算出するものとする。

- (2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算出するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算出するものとする。
- (3) 燃やせるごみ及び燃やせないごみ(不燃物・不燃資源物)の割合は、次のとおりとする。
 - ア 家庭廃棄物の場合は、**6対4**とする。
 - イ 事業系廃棄物の場合は、市の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、**6対4**とする。
- (4) 廃棄物(粗大ごみを除く。)の体積を重量に換算する場合は、**1立方メートルを250キログラム**とする。

6 粗大ごみ集積所設置基準

粗大ごみの保管日数等に応じて、粗大ごみが十分収納できる面積を確保すること。保管場所最低有効面積は、別途協議する。

附 則

この基準は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。

事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

1 目的

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定に定めるもののほか、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

再利用対象物の保管場所とは、再利用対象物（粗大ごみを含む。）を保管する場所（以下「再利用対象物保管場所」という。）をいう。

3 保管場所の面積基準

再利用対象物の保管日数等に応じて、再利用対象物が十分収納できる面積を確保すること。

保管場所最低有効面積は、別途協議する。

4 保管場所の配置, 構造・付帯設備及び維持管理等

(1) 配置等

ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規則等を十分考慮して設置すること。

イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

エ 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造・付帯設備等

ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなど線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理等

- ア 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- イ 所有者は、再利用対象物の選別、運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- ウ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が3に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- エ 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

5 設置届の提出

事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、規則第9条第2項の規定に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を市に提出しなければならない。

6 届出内容の変更

建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、あらたに設置届を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成6年2月1日から施行する。

事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、市の区域に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正処理を推進するために、必要な事項を定め、もって、条例、規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第2条 規則第6条に規定する「事業用途に供する延床面積」とは、居住用途に供する床面積を除いた床面積とするものとする。

2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 条例第18条に規定する建築物は、次に定めるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物とみなすことができる。
- (2) 事業用途に供する床面積の合計が**3,000平方メートル以上**の一棟の建築物であって、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、その所有又は管理にかかる各部分ごとに独立した一棟の建築物とみなすことができる。この場合、床面積が**3,000平方メートル**に満たない場合でも、それぞれ、一棟の建築物とみなす。

(対象建築物の所有者の範囲)

第4条 条例第18条に規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は、これを証明することのできる書面を添付することにより、所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者。
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者。
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者。
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第5条 廃棄物管理責任者の選任数は、第3条「対象建築物の単位の基準」の規定に基づき、各単位ごとに1名とする。

2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての職務権限を有し、第6条の規定に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者の役割)

第6条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うものとする。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物、廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握。
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進。
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進。
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導。
- (5) 市及び所有者との連絡調整。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第7条 再利用対象物の保管場所設置基準は、規則第9条第1項に規定する設置基準及び「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」による。

附 則

この要領は、平成6年2月1日から施行する。

第 4 号様式
第 2 4 号様式 (第 9 条、第 3 7 条関係)

(表)

再利用対象物保管場所設置届 (兼廃棄物保管場所等設置届)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

立川市長 殿

建築物所有者 住所 立川市泉町 1 1 5 6 - 9
〇〇商事株式会社
氏名 代表取締役 立川太郎

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例第 1 8 条第 6 項又は第 5 9 条第 1 項の規定により、
 再利用対象物保管場所設置
 廃棄物保管場所等設置
について、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

建築物の所在地	立川市 泉 町 1 1 5 6 番地 の 9
建築物の名称	〇〇商事株式会社立川ビル
建築物の用途	事務所兼店舗
敷地面積	2, 5 0 0 m ²
建築物 延べ面積	(内訳) 住宅用部分 3 3 0 m ² 3, 5 0 0 m ² 事業用部分 3, 1 7 0 m ²
	構造

設 計 者	住所 立川市砂川町1丁目52番地の7 氏名 〇〇株式会社 甲野三郎 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 (裏)
工 事 施 工 者	住所 立川市錦町3丁目2番20号 氏名 〇〇株式会社 乙野太郎 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

延床面積 3,000 m²以上の
事業所のみ記入

2 再利用対象物保管場所 (第18条第6項関係)

保 管 場 所	紙類、びん・缶類、新聞、雑誌、雑紙、ダンボール置場を事務所棟の地下に設置 1 箇所 10 m ²
---------	---

3 廃棄物保管場所等 (第59条第1項関係)

保 管 場 所	可燃物・不燃物置場を事務所棟とは別棟で設置 1 箇所 10 m ²
保 管 設 備	種 別 分別ボックス
	容 量 (ℓ、m ²) 500ℓ□□□設置数(個、台) 2個
	設 置 数 (個、台) 2個□□

- 添付書類
- 1 用途別床面積内訳書
 - 2 建築物の案内図・配置図
 - 3 保管場所等の配置図（位置図）
 - 4 保管場所等の平面図・断面図・求積図及び仕様
 - 5 保管場所等の面積算定書
 - 6 その他市長が必要と認める書類及び図面

注 意 「2 再利用対象物保管場所」は条例第18条第6項に該当する場合に、
「3 廃棄物保管場所等」は条例第59条第1項に該当する場合にそれぞれ記入すること。